

# 1. 川口市空家等対策協議会条例

平成 28 年 12 月 22 日条例第 68 号

## 川口市空家等対策協議会条例

### (設置)

第 1 条 空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。）に関する施策の推進に関し必要な事項について協議させるため、川口市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 協議会は、法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項その他空家等に関する施策の推進に関し必要な事項について協議を行う。

### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内及び会長（以下「委員等」という。）をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第 4 条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 協議会に、副会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）知識経験者

（2）学識経験者

（3）前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第 7 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第 8 条 協議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告するものとする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。  
(関係者の出席及び資料の提出)

第9条 協議会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市計画部において処理する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。  
(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)